

Title	中川善之助編『民法演習判例集』(親族・相續編)
Sub Title	Z. Nakagawa : Case book of civil law (family and succession)
Author	田中, 實(Tanaka, Minoru)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1955
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.28, No.5 (1955. 5) ,p.77- 78
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19550515-0077">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19550515-0077</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 中川善之助編

## 『民法演習判例集』

(親族・相續編)

(一)

わがくに身分法學の第一人者であられる中川教授は、さきごろ『民法大要』(親族法・相續法)の全訂版を公刊され、身分法學におけるその独自の理論的體系を提示されたが、つづいて今度は、まことに要領よく編集された民法教材を世に問われることとなつた。

『民法演習判例集』(親族・相續編)がそれである。編集の實際上の仕事は、中川教授を中心とする東北大學民事判例研究會のメンバーによつてなされた——とくに本編は専修大學泉久雄助教授が分擔された——由であるが、いつもながら中川シュールのチーム・ワークの見事さには敬服のほかない。

本書はA5版、本文二五九頁、判例索引七頁より成る。判例は、およそ二〇〇あまりを収め、これを體系的に排列したうえ、かんたんな事實關係の解説を附してある。序文によれば、かような判例集

の公刊が民法各分野について計畫されており、本書の公刊は、その第一着手とみられるわけである。

(二)

周知のように、法學、とくに實用法學の學習ないし講學にあつては——いわゆる演習の場合のみならず、一般の講義の場合にも——判例を集めた教材は、補助資料として、きわめて有益なものである。それは、とかく抽象的に流れやすい講義を具體化し、理論の骨組に肉をつけ血を通わすために不可欠のものともいふべきである。

類書としては、既に戦前から、代表的な我妻教授の『民法教材』六冊(岩波書店)などがあり、十數年を経た現在でも、なお十分に利用價値を有してはいるが、何といつても、最近の判例が收められていないという缺陷を免れることはできない(とくに終戦後、大きな改正を受けた身分法の領域においては、この缺陷は輕視できない)。しかも近頃は、古本屋の店頭でも容易に見當らない状態で、とうてい學生にひろく参照をすすめるわけにはいかない。適當な判例集の出現は、學生にとつてはもとより、私ども教師にとつても、たしかに待望久しいものであつた。ここに本書の公刊によつて、ようやく多年の渴望がみたされるにいたつたことは、全く喜びにたえない。

(三)

ところで、いうまでもなく判例は、個々の具體的事案についてなされた——すなわち原告または被告のいずれを勝訴させるかという

形であらわされた——裁判上の解決たるものであり、したがつて判決中に示される理論も、あくまでも具體的妥當性を追求する過程をなすものとして構成されており、その限り、一般的な論理的合理性から外れてしまう場合も、けつして絶無ではない。

この意味において、判例は——それが法制度ないし法理論の理解にとつて貴重なものであるにもかかわらず——あまりにも「生まの材料」であるために、しばしば讀者をして不消化なウノミに導くおそれがあることは否定できない。そこで、教材としての判例集においては、少なくとも、いわば「生まの材料」としての判例に適當な調理・加工を施して、消化しやすい状態にしておくだけの親切な用意をすることが望ましいわけである。その點、本書においては、吟味された判例を體系的に排列し、簡明な註解を附するとともに、文字も片假名をやめて平假名に統一し、句讀點を補つて讀みやすくする等々、さすがに注意のゆきとどいた、手際の良い編集ぶりがかがわれる。まさに類書中の白眉であり、學生にたいしても安心してすすめられる良心的な判例集ということができよう。編集者のなみなみならぬ御努力に、ふかく敬意を表するしだいである。

ただ、さらに望蜀の言を附加するならば、やや判例が厳選されすぎている感がしないでもない。頁數その他の制約もあることであろうし、また徒らに數多きを望むわけでもないけれど、何とかもう少し内容豊富にすることはできなかつたらうかと惜しまれてならない。というのは——たとえば、一二三頁で、親權濫用にかんする判例が一つもあげられていないが、これなどは如何なものであろうか。學生に不測の誤解を生ぜしめるかもしれない。親權濫用にかんする

判例も、大判・明治四五年三月二日(民錄二六五頁)、大判・昭和九年一月二二日(新聞三八〇〇號七頁)、長崎控判・大正一年二月六日(新聞一九五四號九頁)等々、民法改正後の現在においても参照すべきものが少なくないと私は考える。これらの中から、せめて一・二をあげて頂きたかつた。また、内縁解消の責任にかんする最高判・昭和二十七年一月二二日(民集六卷九號八四九頁)のごときものも、従來における内縁不當破棄による慰藉料請求權の法律構成に新しい意味を附加するものとして、ぜひ取りあげて頂きたかつたと思う。(勁草書房發行、價三〇〇圓)

(田中實)

Owen Hood Phillips:

A First Book of English Law,

2nd ed., 1953, 288 pp.; Sweet and Maxwell

O・フッド・フィリップ著

『イギリス法入門』

一

イギリス法を學ぼうとする者が、先ず、どのような入門書を選ぶかということになると、多くの著書が考えられる。すなわち、従來から我國においても多く用いられている、ゲルダートやジェンクス